

特許権が存続期間の満了等によって消滅した後でも、特許権が存続していた期間に行われていた過去の侵害行為に対して損害賠償等を請求することはできるのでしょうか？

(千葉県 T. M)



1. 侵害者へ請求できる権利の種類

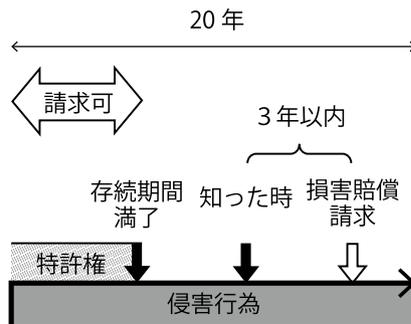
特許権者から侵害者へ請求できる権利としては、例えば、損害賠償請求権(民法709条)、不当利得返還請求権(民法703条、704条)、差止請求権(特許法100条1項)等があります。これらのなかでも、損害賠償請求権および不当利得返還請求権は、特許権が消滅した後であっても、特許権が存続していた期間に行われた過去の侵害行為に対して、行使することができます。しかしながら、これらの請求権はいつまでも行使できるわけではなく、時効があります。

なお、差止請求権は、「侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求する」ことができる権利であるため、特許権が存続している間に限り差止請求を行うことができます。特許権が消滅すれば差止請求権も消滅することになり、特許権の消滅後に差止請求権を行使することはできません。

2. 損害賠償請求権の時効

損害賠償請求権は、「損害及び加害者を知った時から三年間行使しないと

き」または「不法行為の時から二十年を経過したとき」は、時効によって消滅します(民法724条)。よって、特許権が存続期間の満了等によって消滅した後であっても、損害および加害者を知った時から3年以内であれば、20年を経過していない侵害行為に対して損害賠償請求を行うことができます。

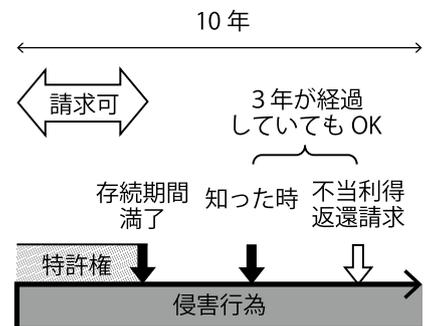


3. 不当利得返還請求権の時効

不当利得返還請求権は、「十年間行使しないとき」は、時効によって消滅します(民法167条1項)。よって、特許権が存続期間の満了等によって消滅した後であっても、10年を経過していない侵害行為に対して不当利得返還請求を行うことができます。

損害賠償請求は、損害および加害者を知った時から3年が経過していると請求することができませんが、不当利得返還請求では、このような要件を課

していません。そのため、損害および加害者を知った時から3年が経過していても、10年を経過していない侵害行為に対しては、不当利得返還請求を行うことができます。



4. まとめ

以上のように、損害賠償請求権および不当利得返還請求権は、時効によって消滅しない限り、特許権が消滅した後であっても、特許権が存続していた期間に行われた過去の侵害行為に対して、請求権を行使することができます。損害賠償請求権および不当利得返還請求権は、それぞれ時効が異なりますので、損害賠償請求権が時効によって消滅した後であっても、不当利得返還請求権を行使できる場合があります。ただし、子細な点は弁護士にご相談ください。